

免責事項

本ウェブキャストに含まれる情報は一般的なものであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド (“DTTL”)、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）が、当該情報により専門的な助言やサービスを提供するものではありません。財務または事業に影響を与える可能性のある、いかなる意思決定または行動の前には、必ず適切な専門家にご相談ください。

本ウェブキャストに含まれる情報の正確性や完全性について、明示的または默示的を問わず、いかなる表明、保証または約束をするものではありません。またDTTL、そのメンバーファーム、関係法人、社員、職員または代理人のいずれも、本ウェブキャストに依拠することにより、直接的または間接的に発生するいかなる損失および損害に対して責任を負うものではありません。DTTLならびに各メンバーファームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。



再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響

フランチェスコ・ナガリ、グローバル・IFRS保険リーダー | 2022年4月

議題

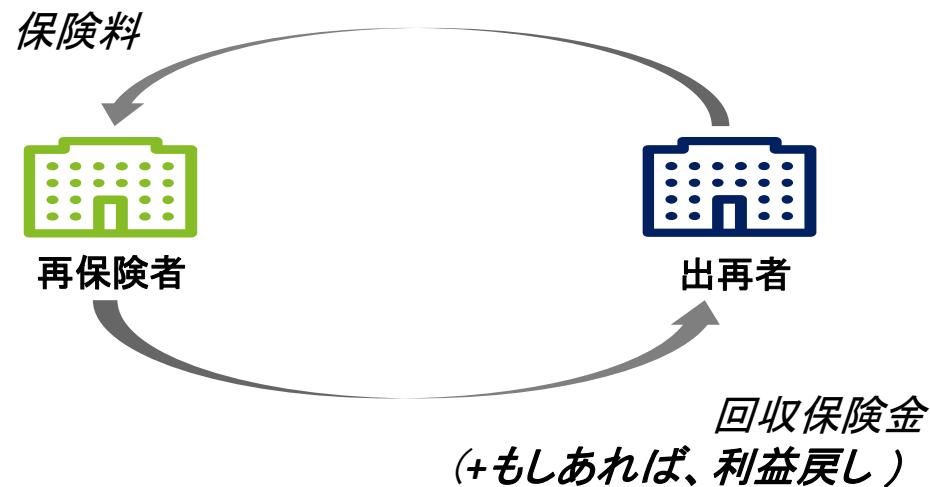
- ・発行する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響
 - － 総額決済と純額決済
 - － IFRS第17号の要求事項
- ・ 設例
- ・ 保有する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響
- ・ 実務上の考慮事項

発行する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響

総額決済と純額決済

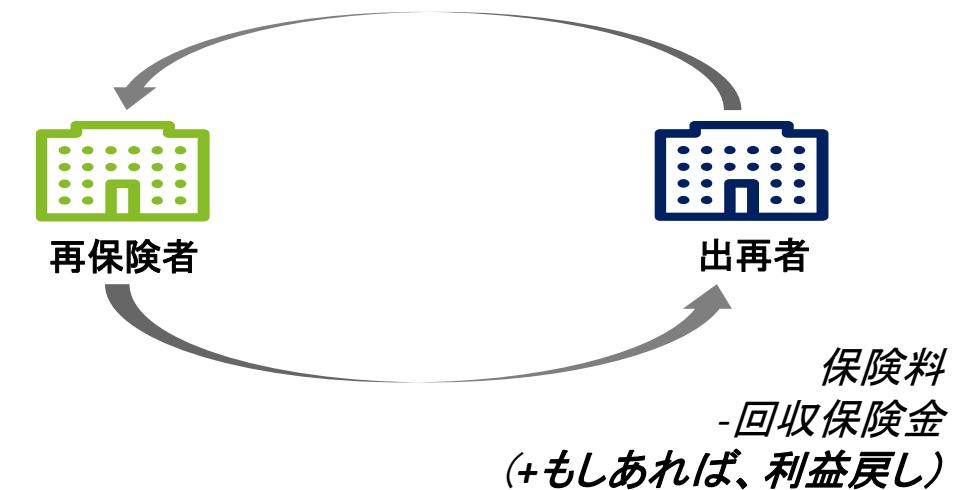
再保険市場において一般的に見られる決済方法は、以下の2つである。

総額決済ベース



— Vs. —

純額決済ベース



保険料は、保険金および利益戻しのようなその他の契約上のキャッシュ・フローとは別個に決済される。

すべての契約上のキャッシュ・フローは、契約で定められた日に定期的に純額決済される。純額のみが契約当事者間で交換される。

発行する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響

IFRS第17号の要求事項



IFRS第17号B120項

保険契約グループについての保険収益の合計は、**企業に支払われた保険料の金額**に財務的影响および投資要素¹を調整した金額である。



IFRS第17号86項(a)

保険金請求を条件とする再保険金額は**保険金の一部**として扱わなければならない。



IFRS第17号86項(b)

保険金請求を条件としない再保険金額は、再保険者に支払うべき**保険料の控除**として扱わなければならない。

IFRS第17号86項に規定される要求事項は発行する再保険契約にも適用される。

¹ いかなる状況においても返済され得る金額

設例

発行する再保険契約に係る収益および費用の会計処理と表示

事実関係

- 再保険者Bは、解約不能のクオータシェア再保険契約を発行する。当該再保険契約では、一定の条件が満たされる場合に出再者Xに利益戻しを支払う旨の規定が含まれている。
- キャッシュ・フローは、契約上合意された毎年3月31日に純額決済される。
- 再保険者Bは、実際に発生した保険金を保険料が超過する場合、当該超過額の20%に等しい金額を利益戻しとして計算する。実際に発生した保険金が年間保険料を超過する場合、利益戻しはゼロである。

設例

発行する再保険契約に係る収益および費用の会計処理と表示

発行する再保険契約の当初認識時におけるキャッシュ・フローのシナリオは以下のとおりである。

報告日時点における実際の出来事を想定

説明 / シナリオ	1	2	3	4	5	6	7
キャッシュ・インフロー - 保険料	CU1,000						
キャッシュ・アウトフロー 保険金	0	(200)	(600)	(800)	(1,000)	(1,200)	(2,000)
利益戻し	(200)	(160)	(80)	(40)	0	0	0
純額キャッシュ・フロー	800	640	320	160	0	(200)	(1,000)
すべてのシナリオにおいて返済される金額 (NDIC*)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)

*別個でない投資要素

会計上の論点

発行する再保険契約に関連して、再保険者の収益および費用の会計処理と表示において、現金決済方法はどのような影響があるか？



設例

発行する再保険契約に係る収益および費用の会計処理と表示

総額決済シナリオにおいて、最初に取り決めた年度の終了日に、実際のキャッシュ・フローがある場合

CU	
キャッシュ・インフロー (保険料)	1,000
キャッシュ・アウト フロー	
保険金	800
利益戻し	40
	<u>840</u>

再保険者は保険料を受領

再保険者

出再者

再保険者が出再保険金と利益戻しの支払い(もしあれば)

その後、同時期(契約で定めた年度の決済期間)に生じる保険サービス損益は、次の通り表示される。

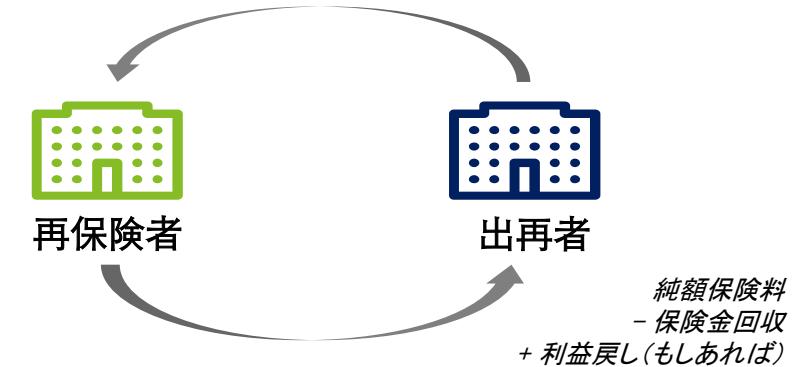
損益計算書	CU	別個でない投資要素CU200は、保険収益と保険サービス費用を調整する。
保険収益	800	
保険サービス費用	640	
保険サービス損益	160	

設例

発行する再保険契約に係る収益および費用の会計処理と表示

純額決済シナリオにおいて、キャッシュ・フローは、次の通り生じる。

	CU
保険料	1,000
保険金	800
利益戻し	40
純額キャッシュ・フロー	<u>160</u>



あらゆるシナリオにおいて、契約額が純額で決済される場合、再保険者は、契約上の保険料CU200は、受領することはない。

説明/ シナリオ	1	2	3	4	5	6	7
キャッシュ・インフロー - 保険料	CU1,000	CU1,000	CU1,000	CU1,000	CU1,000	CU1,000	CU1,000
キャッシュ・アウトフロー							
保険金	0	(200)	(600)	(800)	(1,000)	(1,200)	(2,000)
利益戻し	(200)	(160)	(80)	(40)	0	0	0
純額キャッシュ・フロー	800	640	320	160	0	(200)	(1,000)
すべてのシナリオにおいて想定される返済金額 (別個でない投資要素)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)	(200)

設例

発行する再保険契約の会計処理および表示

保険サービス損益は以下のように表示される。

CU 200はNDICであるため保険収益から除外される。

	CU
保険料	1,000
NDIC	(200)
保険収益	800

損益計算書	
	CU
保険収益	800
保険サービス費用	(640)
保険サービス損益	160

保険金のCU800において、保険サービス費用が計算される。

	CU
保険金	800
超過保険契約 (NDIC)	(200)
手数料額	40
保険サービス費用	640

設例

保有する再保険契約の会計処理における現金決済方法の影響

したがって、純額決済のシナリオにおいて出再者は、再保険および再保険の回収にかかる費用と反対の同額の金額を認識する。

	いかなる状況でも出再者に返還されるCU 200のNDIC (すなわち超過保険契約)が存在すると仮定すると、出再者から支払われるべき金額はCU 800である。	損益計算書	CU
	CU 200は保険金に依存していないため、保険料の調整として扱われ損益計算書における再保険費用が減少する。	再保険費用	800
	CU 200のNDICは、超過保険契約として機能し、再保険費用または再保険金による収益とはならない。	回収再保険金	(640)
	保険金回収額は、発生した保険金額からCU 200の超過額を控除した額に、手数料額を加算した額とする。	<u>純再保険コスト</u>	<u>160</u>

実務上の考慮事項

IFRS第17号の要求事項を実施する際の実務上の考慮事項

- IFRS第17号に基づき、例えば収益ベースの主要業績指標 (KPI) を再定義する場合、純額決済の影響を考慮する。
- IFRS第17号における財務数値に対する、純額決済の意味するところから、既存の再保険契約を見直すために協議を望む再保険者がいるかもしれない。
- 損益計算書において、再保険金額(例えば、NDICとしての手数料、または再保険費用の調整)の要求される会計処理と表示を行うために、IFRS 第17号補助元帳の転記ルールを設定する。

コンタクトの詳細

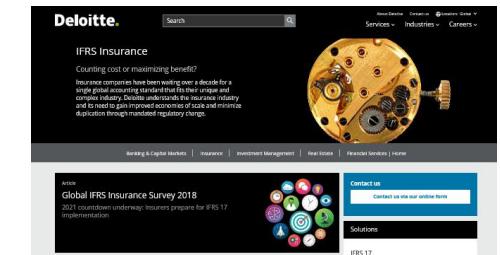
Francesco Nagari

Deloitte Global IFRS Insurance Leader

+852 2852 1977 or frnagari@deloitte.com.hk

Keep connected on IFRS Insurance with Deloitte:

- [Follow](#) my latest  posts @francesco-nagari-deloitte-ifrs17
- Follow me @Nagarif on 
- [Subscribe](#) to the Insights into IFRS Insurance Channel on 
- [Connect](#) to Deloitte's IFRS Insurance Group on  for all the latest IFRS news
- Add Deloitte Insights into IFRS Insurance (i2ii) at www.deloitte.com/i2ii to your internet favourites
- Visit:
 - IAS Plus [IAS Plus — IFRS, global financial reporting and accounting resources](#)
 - Deloitte Accounting Research Tool [Home | DART – Deloitte Accounting Research Tool](#)



About Deloitte

Deloitte refers to one or more of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms, and their related entities (collectively, the "Deloitte organization"). DTTL (also referred to as "Deloitte Global") and each of its member firms and related entities are legally separate and independent entities, which cannot obligate or bind each other in respect of third parties. DTTL and each DTTL member firm and related entity is liable only for its own acts and omissions, and not those of each other. DTTL does not provide services to clients. Please see www.deloitte.com/about to learn more.

Deloitte is a leading global provider of audit and assurance, consulting, financial advisory, risk advisory, tax and related services. Our global network of member firms and related entities in more than 150 countries and territories (collectively, the "Deloitte organization") serves four out of five Fortune Global 500® companies. Learn how Deloitte's approximately 345,000 people make an impact that matters at www.deloitte.com.

Deloitte Asia Pacific Limited is a company limited by guarantee and a member firm of DTTL. Members of Deloitte Asia Pacific Limited and their related entities, each of which are separate and independent legal entities, provide services from more than 100 cities across the region, including Auckland, Bangkok, Beijing, Hanoi, Hong Kong, Jakarta, Kuala Lumpur, Manila, Melbourne, Osaka, Seoul, Shanghai, Singapore, Sydney, Taipei and Tokyo.

The Deloitte brand entered the China market in 1917 with the opening of an office in Shanghai. Today, Deloitte China delivers a comprehensive range of audit & assurance, consulting, financial advisory, risk advisory and tax services to local, multinational and growth enterprise clients in China. Deloitte China has also made—and continues to make—substantial contributions to the development of China's accounting standards, taxation system and professional expertise. Deloitte China is a locally incorporated professional services organization, owned by its partners in China. To learn more about how Deloitte makes an Impact that Matters in China, please connect with our social media platforms at www2.deloitte.com/¥cn¥en¥social-media.

This communication contains general information only, and none of Deloitte Touche Tohmatsu Limited ("DTTL"), its global network of member firms or their related entities (collectively, the "Deloitte organization") is, by means of this communication, rendering professional advice or services. Before making any decision or taking any action that may affect your finances or your business, you should consult a qualified professional adviser.

No representations, warranties or undertakings (express or implied) are given as to the accuracy or completeness of the information in this communication, and none of DTTL, its member firms, related entities, employees or agents shall be liable or responsible for any loss or damage whatsoever arising directly or indirectly in connection with any person relying on this communication. DTTL and each of its member firms, and their related entities, are legally separate and independent entities.

© 2022. For information, contact Deloitte China.

Deloitte.

デロイトトーマツ

デロイトトーマツグループは、日本におけるデロイトアシア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーであるデロイトトーマツ合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人、DT弁護士法人およびデロイトトーマツコーポレートソリューション合同会社を含む）の総称です。デロイトトーマツグループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスクアドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約30都市以上に1万5千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト（www.deloitte.com/jp）をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、デロイトトウシュトーマツリミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）のひとつまたは複数を指します。DTTL（または"Deloitte Global"）ならびに各メンバーフームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しますが拘束されることはありません。DTTLおよびDTTLの各メンバーフームならびに関係法人は、自らの行為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他の法人の行為および不作為について責任を負うものではありません。DTTLはクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイトアシア パシフィック リミテッドはDTTLのメンバーフームであり、保証有限責任会社です。デロイトアシア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジアパシフィックにおける100を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー、リスクアドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500®の約9割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来175年余りの歴史を有し、150を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をバーバス（存在理由）として標榜するデロイトの約345,000名のプロフェッショナルの活動の詳細については、（www.deloitte.com）をご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、デロイトトウシュトーマツリミテッド（"DTTL"）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーフームおよびそれらの関係法人（総称して"デロイトネットワーク"）が本資料をもって専門的な助言やサービスを提供するものではありません。皆様の財務または事業に影響を与えるような意思決定または行動をされる前に、適切な専門家にご相談ください。本資料における情報の正確性や完全性に関して、いかなる表明、保証または確約（明示・黙示を問いません）をするものではありません。またDTTL、そのメンバーフーム、関係法人、社員・職員または代理人のいずれも、本資料に依拠した人に関する直接または間接に発生したいかなる損失および損害に対して責任を負いません。DTTLならびに各メンバーフームおよびそれらの関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。

